

令和7年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

○出席議員

- 1 番 山 元 尚 武
- 2 番 金 森 恵美子
- 3 番 川 端 順
- 4 番 尾 野 浩 士
- 5 番 鎌 田 寛 司
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 川 田 修
- 8 番 板 東 絹 代
- 10 番 森 谷 靖
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

- 9 番 立 井 武 雄
- 11 番 米 田 利 彦

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	富 士 雅 章
副 町 長	松 下 師 一
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	藤 田 弘 美
民生部長	山 下 真 穂
教育次長	谷 本 富美代
会計管理者	佐 藤 友 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
税務課長	多 田 雄 一
総務課長	川 田 浩 二
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
産業環境課長	吉 田 博
住民課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
社会教育課長	近 藤 拓 司
保健相談センター所長	三 木 幸 枝
福祉課長	稲 成 裕 子
学校教育課長	東 條 倫 也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	河 野 歩 美
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和7年松茂町議会第2回臨時会会議録

令和7年11月26日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第53号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第55号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第56号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第57号 令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第58号 令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第59号 令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）

令和7年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【河野歩美君】　ただいまから、令和7年松茂町議会第2回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和7年松茂町議会第2回の臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

季節が急に秋から冬に向かってきたあたりから、インフルエンザとかコロナとか、また普通の風邪とか、いろいろ世間ではやっております、議員さんの中にもちょっと体調を崩している方がおいでになるので、皆さん、これからも気をつけてください。また、今日は臨時会、12月からは定例会も始まりますので、体調を整えて、しっかりとした議論ができるようお願いいたします。

今日は例年どおり人事院の勧告に関する議題が提出されておりますので、慎重審議の上、無事閉会できますようにご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお祈りいたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、令和7年松茂町議会第2回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和7年松茂町議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　富士町長から招集の挨拶があります。

○町長【富士雅章君】　皆さん、おはようございます。

師走も近づいてまいりまして、朝晩は急に寒さが体にしみるような時期になってまいりました。日本中でインフルエンザが猛威を振っておりますが、第4回定例会も控えておりますので、どうか皆様、インフルエンザや風邪等を引かないようにご自愛いただきたいと思っております。

本日は松茂町議会第2回臨時会の招集をお願い申し上げたところ、議員各位には公私と

もお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本臨時会に上程いたしました議案は今回は8件でございます。十分にご審議をいただきまして、全案件が可決決定賜りますようお願いを申し上げて、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番山元尚武議員及び2番金森恵美子議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 日程第3、議案第52号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

富士町長から発言を求められておりますので、これを許します。

富士町長。

○町長【富士雅章君】 それでは、令和7年第2回臨時会に上程いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の初任給及び若年層職員に重点を置きつつ、その他の職員も月例給改定を行うとともに、期末手当並びに勤勉手当等についても引上げを行うことが適当である旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

川田総務課長。

○総務課長【川田浩二君】 それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本とし、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜見直しを行ってまいりました。本年8月7日の人事院勧告では民間給与との格差を是正するため、人材確保の観点から初任給や若年層に重点を置き、月例給料表の水準を3.3%引き上げるとともに、期末・勤勉手当をそれぞれ年0.025カ月、合わせて年0.05カ月引き上げる旨の勧告がなされております。また、10月17日には徳島県人事委員会からも国に準じた給与改定を行うように勧告がなされております。

それでは、説明の都合上、別紙、議案参考資料3ページからの新旧対照表をご覧ください。

表の左側が現行で右側が改正案となっております。諸手当の主なものとして、第12条、通勤手当の改正は現行の10km以上15km未満から、60km以上までの距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げます。

次に、5ページをお開きください。

第19条、宿日直手当の改正は、現行の4,400円から4,700円に300円引き上げます。これらの手当については、令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

続いて、第20条の改正では、期末手当の率を一般職員を対象とする同条第2項で、100分の125から改正案の100分の127.5へ、定年前再任用短時間勤務職員等を対象とする同条第3項で100分の125から100分の127.5へ、また、100分の70から100分の72.5へ改正いたします。

次に、第21条第2項の改正では、勤勉手当の率を一般職員を対象とする第1号で100分の105から100分の107.5へ、定年前再任用短時間勤務職員等を対象とする第2号で100分の50から100分の52.5へ改正いたします。

この規定は議決後、速やかに公布、施行することにより、来月1日に適用することといたします。

恐れ入りますが、一度議案書の3ページにお戻りください。

第1条改正文の最後に、別表第1及び別表第2を次のように改めるとして、別表第1の行政職給料表(一)の改正案が議案書4ページから6ページに、別表第2の行政職給料表(二)の改正案が議案書7ページから9ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

なお、改正後の給料表の規定は本年4月1日に遡及して適用いたします。

恐れ入りますが、再び議案参考資料の6ページの下段をご覧ください。

一部改正条例第2条の新旧対照表を掲載しております。表右側、改正案の第2条関係は令和8年4月1日から適用されるもので、期末・勤勉手当の支給率を6月分と12月分で差をつけることなく、均等に支給するよう改正するものです。

そこで、議案参考資料9ページをご覧ください。

ご説明いたしました経緯についてまとめた表を掲載しております。各表の一般職の列を上から下へご覧ください。4つある表の一番上は松茂町の現状でございます。一般職の期末手当は年間で合計2.5カ月、勤勉手当は年間で合計2.1カ月に、期末・勤勉手当の合計は4.6カ月となっております。その下の表、国の一般職の期末・勤勉手当の現状と同じであります。

次に、上から3つ目の表、令和7年12月1日からの表で黄色の着色部分をご確認ください。今回の改正後の支給月数となっております。現状の期末手当を年間2.5カ月から2.525カ月に、勤勉手当を年間2.1カ月から2.125カ月に、期末・勤勉手当の合計は4.65カ月に、0.05カ月引き上げることといたします。また、令和7年12月1日からの表と令和8年4月1日からの表で年間合計の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。期末・勤勉手当の6月と12月の支給月数を均等といたします。

なお、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに冬の期末・勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月11日、政府は給与関係閣僚会議において、国家公務員の給与改正を閣議決定いたしております。このことから、本日この臨時会におきまして、ご審議をお願いいたしております。今

回の改正により、一般職員の給与等の総額は年2,707万円、率にして4.0%増加することとなります。

なお、一般職以外の特別職等については、国家公務員の状況を見て、今後必要があれば対応いたしたいと思います。

以上、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第52号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第52号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第52号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第4、議案第53号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

富士町長から発言を求められておりますので、これを許します。

富士町長。

○町長【富士雅章君】 引き続き、提案理由を説明申し上げます。

議案第53号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の給料表が一般職の給料表を準用していることから、議案第52号と同様に報酬を引き上げる改正を行うものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

川田総務課長。

○総務課長【川田浩二君】 それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第53号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

会計年度任用職員の給料表は行政職給料表（一）の1級及び2級を準用いたしております。先ほどの議案第52号において行政職給料表が改正されますことから、別表第1及び別表第3を12ページから16ページにかけて改正するものであります。

次に、17ページをご覧ください。

この条例は、附則において公布の日から施行し、改正後の松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用することといたしております。

以上、議案第53号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第53号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第53号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第53号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第5、議案第54号「令和7年度松茂町一般会計補正予算(第3号)」から、日程第10、議案第59号「令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算(第1号)」までの議案6件については関連しておりますので、一括して議題といたします。

富士町長から発言を求められておりますので、これを許します。

富士町長。

○町長【富士雅章君】 引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号、令和7年度松茂町一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,602万7千円を追加し、補正後の予算の総額を76億3,502万9千円とするものであります。これは、議案第52号から議案第53号による給与改定に伴い増額が生じることとなりました人件費の補正をお願いするほか、賦課徴収費において予算の組替えを行うものでございます。

続く議案第55号、令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第56号、令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第57号、令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算(第2号)、議案第58号、令和7年度松茂町水道特別会計補正予算(第2号)及び議案第59号、令和7年度松茂町下水道特別会

計補正予算（第1号）につきましては、議案第54号と同様に給与改定に伴い増額が生じることとなりました人件費につきまして、補正をお願いするものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 それでは、私から議案第54号、令和7年度松茂町一般会計補正予算（第3号）から、議案第59号、令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）まで、人件費の補正等に関する6つの議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

議案第54号、令和7年度松茂町一般会計補正予算（第3号）。令和7年度松茂町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,502万9千円とするというものでございます。このたびの補正につきましては、さきに可決いただきました議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第53号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の執行に伴う人件費の補正並びに年度途中の一般職の異動等による人件費の補正、加えて、予算費目の組替え1件について計上いたしましたものでございます。

説明の都合上、議案書22ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。款25、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税、節1、普通交付税として2,202万8千円を増額補正し、補正後の額を7億2,202万8千円とし、また、その下の段、款70、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金、節1、前年度繰越金として399万9千円を増額補正し、補正後の額を2億1,251万1千円とするものです。これらは今回の補正に必要となる財源として充当いたしましたものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

23ページをお願いします。

このページ一番上、款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費から31ページ、款4

0、教育費、項25、保健体育費、目4、学校給食費までにつきましては、一部、款5、総務費、項5、徴税費、目2、賦課徴収費の補正を除きまして、全て人件費の補正となっております。賦課徴収費につきましては、後ほどの説明とさせていただきます。

各目ごとの人件費に関する個別具体的内容につきましては、説明を割愛させていただきますが、人事院勧告の実施に必要な一般会計における補正額は、一般職の月例給と期末・勤勉手当の改定に1,810万7千円、会計年度任用職員の月例給の改定に411万9千円、これら必要額に応じた補正を実施いたしております。また、給与に連動して必要となる共済組合費等も計186万7千円補正計上いたしております。

次に、31ページをお願いします。中段をご覧ください。

款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金、節27、繰出金として、介護保険特別会計繰出金を94万4千円、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金を17万2千円増額いたします。また、その下の段、項10、公営企業出資金、目1、公営企業出資金、節18、負担金、補助及び交付金として、下水道特別会計補助金で37万8千円を増額いたします。これらは特別会計における人件費増額分の財源として、一般会計からの繰出金及び補助金を増額補正するものです。

なお、国民健康保険特別会計、長原渡船運行特別会計及び上水道特別会計につきましては、既存予算の中で対応可能なため、今回、繰出金等の補正はございません。

次に、人件費以外の補正について説明いたします。

恐れ入ります、少しお戻りいただいて、24ページをお願いします。一番上でございます。

款5、総務費、項5、徴税費、目2、賦課徴収費において、予算の組替えをお願いするものです。節11、役務費で163万3千円を減額、節12、委託料で同額の163万3千円を増額補正いたします。これは住民税課税事務に当たり、松茂町民が勤務する各事業所から町に提出される給与支払報告書のデータ入力作業に要する費用でございます。従来、人材派遣会社からの派遣職員で入力作業を行ってまいりましたが、派遣される方によって事務処理速度の差が大きく、契約期間内にデータ入力事務が完了しない年、あるいは早く終了してしまう年がある等の課題がございました。加えて、派遣職員に対する入力方法のレクチャーや確認作業等、担当職員の負担が大きかったことから、今回執行方法を見直し、委託業務に変更いたしたく予算の組替えをお願いするものです。

以上、議案第54号の説明でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

議案第55号、令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ94万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,554万5千円とするというものでございます。

説明の都合上、36ページをお願いします。

歳入でございます。款30、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金で94万4千円の増額補正は、今回の補正財源として一般会計から繰入れを行うものです。

続きまして、次の37ページ、歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして、6万7千円の増額、その下の段、項10、介護認定調査会費、目2、認定調査費におきまして、11万8千円の増額、その下の段、款8、地域支援事業費、項3、一般管理費、目1、一般管理費におきまして、75万9千円の増額は全て人事院勧告の実施に伴う人件費の補正でございます。

以上、議案第55号の説明でございます。

続きまして、40ページをお願いします。

議案第56号、令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ17万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,458万6千円とするというものでございます。こちらにも説明の都合上、42ページをお願いします。

上段の歳入でございます。款10、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、事務費繰入金で17万2千円の増額補正は、今回の補正財源として一般会計から繰入れを行うものです。

続きまして、その下の段が歳出となっております。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして、同じく人件費として17万2千円を増額補正いたします。

以上、議案第56号の説明でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議案第57号、令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）。令和7年

度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,696万5千円とするというものでございます。令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）では、歳入の補正はなく、歳出予算の組替えのみの補正となっております。

47ページをお願いします。

上段、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、長原渡船管理費におきまして、渡船員の人件費として16万2千円を増額補正いたします。

次に、下の段、款99、予備費、項99、予備費、目99、予備費におきまして、上記の人件費補正額の財源として16万2千円を減額補正いたします。

以上、議案第57号の説明でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

議案第58号、令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）。第1条、令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

その下、第2条において、令和7年度松茂町水道特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正及び第3条において、松茂町水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正につきましても人件費の補正でございます。

詳細については、まず、53ページをお願いします。

収益的支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目4、総係費において、人事院勧告の実施に伴う人件費として38万8千円を増額補正し、その財源としてその下、項4、予備費、目1、予備費において38万8千円を減額補正いたします。

次に、54ページをお願いします。

資本的支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目15、耐震化事業費において給料、手当、法定福利費等人件費、合計373万3千円を増額補正いたします。こちらは年度途中での人事異動によるものでございます。

なお、この補正に伴う資本的収入の不足額は損益勘定留保資金等から補填いたします。

以上、議案第58号の説明でございます。

続きまして、57ページをお願いします。

議案第59号、令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）。第1条、令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

その下、第2条におきまして、令和7年度松茂町下水道特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正及び第3条において、令和7年度松茂町下水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正につきましても、全て人件費の補正でございます。

詳細については、61ページをご覧ください。

収益的収入でございます。

款1、下水道事業収益、項2、営業外収益、目3、他会計補助金におきまして、人事院勧告の実施に伴う人件費不足額の財源として、一般会計からの補助金37万8千円を増額いたします。

次に、62ページをお願いします。

収益的支出でございます。

款2、下水道事業費用、項1、営業費用、目5、総係費において、人件費37万8千円を増額補正いたします。

次に、63ページの資本的支出でございます。

款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、管渠整備事業費において、会計年度任用職員人件費分として、合計338万7千円を減額補正いたします。これは職員配置の変更によるものでございます。

なお、これにより当初予算において予定しておりました当年度損益勘定留保資金からの補填額は減額となります。

以上、議案第59号の説明でございます。

これをもちまして、議案第54号から議案第59号まで、補正予算6件の詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第54号から議案第59号までの議案6件を一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第54号から議案第59号までの議案6件を一

括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第54号「令和7年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から議案第59号「令和7年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第54号から議案第59号までの議案6件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　以上で、本会議に提出されました議案等は、全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和7年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

以上で、令和7年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 道 昭

署名議員 山 元 尚 武

署名議員 金 森 恵美子